

維持管理計画書（栃尾最終処分場）

No.	維持管理上の基準	実施計画
1	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地に屋根を設置し、埋立地の外に一般廃棄物が飛散及び流出しないようにします。
2	最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	埋立物を最終処分場に搬入し、ごみの掻き出しを行ったのち、直ちにごみに散水し悪臭原因を速やかに洗い出します。
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	可燃性の廃棄物は埋め立てないが、最終処分場はすべて禁煙とし、消火器を浸出水処理設備及び埋立地内に設置し、火災の発生を防止します。 さらに埋立地内においては消火栓による消火設備を設置します。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	ごみの掻き出しを行ったのち、直ちにごみに散水することで害虫の発生を防止します。さらに手動による薬剤噴霧装置を設備します。
5	囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	搬入道路入口には門扉を設備し、さらに埋立地入口に高さ 1.8m のネットフェンスを設置することで、みだりに人が立ち入らないようにします。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立札は最終処分場の入口の見やすい場所に設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換えます。
7	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	定期的に外観をチェックし、崩壊箇所、沈下箇所等がないか安全確認します。破損を確認した場合は、専門業者によって早急に補修を行います。
8	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想をされる負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずること。	計画地の地盤は安定しているため沈下による遮水工の破損はないと考えられるが、定期的に外観をチェックし、安全確認します。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、これを回復するために必要な措置を講ずること。	シート破損による遮水工効果の低下が生じた場合は、中間層に設けた鞆管を利用し、セメントミルク等の固化材を圧送して回復させます。
10	埋立地の浸出液による最終処分場周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、または地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	最終処分場の上下流2ヶ所に設置したモニタリング井戸により次の水質検査を行います。
	イ 埋立開始前に地下水等検査項目を、電気伝導率及び、塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。	埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び、塩化物イオンについて測定し、かつ、記録します。

No.	維持管理上の基準	実施計画
10	ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立処分開始後地下水等検査項目について1年に1回以上測定します。
	ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	モニタリング井戸で測定した電気伝導率及びpHを常時測定し記録します。
	ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	モニタリング井戸で測定した電気伝導率及び塩化物イオンに異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録します。
11	地下水等の検査項目に係る水質検査の結果、水質が悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質が悪化が認められた場合には、その原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じます
12	埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	埋立地外周にU字溝を設置し、雨水が入らないようにします。
13	調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	調整池は定期的に外観をチェックし、崩壊箇所等がないか安全確認します。破損を確認した場合は、専門業者によって早急に補修を行います。
14	浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。	浸出水処理設備は次のように維持管理します。
	イ 放流水の水質が排水基準に適合することとなるように維持管理すること。	クローズド型処分場なので放流水はないが埋立地に散水する水質の目標としてBOD10mg/l以下、SS10mg/l以下とします。その他の項目についても水質監視計画の基準値以下で散水します。
	ロ 浸出水処理設備の機能状態を定期的に点検し、異状を認め場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	機器の運転状況のチェックを行い、ブロワ、ポンプ、薬注設備等が正常に稼働しているかどうかを確認します。異常停止していたり、異常音を発生していたり、過熱している場合には、メンテナンス業者に連絡し、緊急処置を行った後、早急に修理します。
	ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1)排水基準に係る項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量について1月1回以上測定し、かつ、記録すること。	クローズド型処分場なので放流水はないが、埋立地に散水する水質の水質検査は別紙のように行います。

No.	維持管理上の基準	実施計画
15	開渠にその他の設備の機能を維持するため、開渠堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	U字溝や大型水路などの開渠は、土砂や樹木などの枝、葉、雑草等によって詰まりが生じないように清掃作業を励行します。
16	通期装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	縦型ガス抜き管（Φ450mmポリエチレン製）及び法面ガス抜き管（Φ150mmポリエチレン製）を設け、埋立地から発生するガスを排除します。
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地は、50cmの覆土し、開口部を閉鎖します。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	閉鎖した埋立地は跡地利用に適した土壌を用いて覆土します。
19	埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査等の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存します。

処理水の水質目標値及び測定頻度

(別紙)

	項目	基準値	目標値	測定頻度
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	(海域は 5.0~9.0)	5.8~8.6	年4回以上
	生物学的酸素要求量(BOD)	60 mg/l以下	10 mg/l以下	年4回以上
	化学的酸素要求量(COD)	90 mg/l以下	10 mg/l以下	年4回以上
	浮遊物質(SS)	60 mg/l以下	10 mg/l以下	年4回以上
	大腸菌群数	日間平均 3000 個mg/l以下	日間平均 3000 個mg/l以下	年4回以上
	ノルマヘキサン抽出物質 (鉱油類)	5 mg/l以下	5 mg/l以下	年1回以上
	ノルマヘキサン抽出物質 (動植物油類)	30 mg/l以下	30 mg/l以下	年1回以上
	フェノール類含有量	5 mg/l以下	5 mg/l以下	年1回以上
	銅含有量	3 mg/l以下	3 mg/l以下	年1回以上
	亜鉛含有量	5 mg/l以下	5 mg/l以下	年1回以上
	溶解性鉄含有量	10 mg/l以下	10 mg/l以下	年1回以上
	溶解性マンガン含有量	10 mg/l以下	10 mg/l以下	年1回以上
	クロム含有量	2 mg/l以下	2 mg/l以下	年1回以上
	窒素含有量	120 mg/l以下 (日間平均 60 mg/l以下)	120 mg/l以下 (日間平均 60 mg/l以下)	年1回以上
リン含有量	16 mg/l以下 (日間平均 8 mg/l以下)	16 mg/l以下 (日間平均 8 mg/l以下)	年1回以上	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	年1回以上
	シアン化合物	1 mg/l以下	1 mg/l以下	年1回以上
	有機リン化合物	1 mg/l以下	1 mg/l以下	年1回以上
	鉛及びその化合物	0.1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	年1回以上
	六価クロム化合物	0.5 mg/l以下	0.5 mg/l以下	年1回以上
	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	年1回以上
	水銀及びその化合物	0.005 mg/l以下	0.005 mg/l以下	年1回以上
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	年1回以上
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	0.003 mg/l以下	0.003 mg/l以下	年1回以上
	トリクロロエチレン	0.3 mg/l以下	0.3 mg/l以下	年1回以上
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	年1回以上
	ジクロロメタン	0.2 mg/l以下	0.2 mg/l以下	年1回以上
	四塩化炭素	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	年1回以上
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下	0.04 mg/l以下	年1回以上
	1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l以下	0.2 mg/l以下	年1回以上
	シス-1, 2-ジクロロエタン	0.4 mg/l以下	0.4 mg/l以下	年1回以上
	1, 1, 1-トリクロロエチレン	3 mg/l以下	3 mg/l以下	年1回以上
	1, 1, 2-トリクロロエチレン	0.06 mg/l以下	0.06 mg/l以下	年1回以上
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	年1回以上
	チラウム	0.06 mg/l以下	0.06 mg/l以下	年1回以上
	シマジン	0.03 mg/l以下	0.03 mg/l以下	年1回以上
	チオベンカルブ	0.2 mg/l以下	0.2 mg/l以下	年1回以上
	ベンゼン	0.1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	年1回以上
	セレン及びその化合物	0.1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	年1回以上
	ホウ素及びその化合物	50 mg/l以下	50 mg/l以下	年1回以上
	フッ素及びその化合物	15 mg/l以下	15 mg/l以下	年1回以上
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/l以下	200 mg/l以下	年1回以上	

注)・基準値は排水基準で「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に準じる。

・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。

地下水の水質目標値及び測定頻度

(別紙)

項目	基準値	目標値	測定頻度
電気伝導率及び塩化物イオン	—	—	月1回以上
カドミウム	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	年1回以上
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	年1回以上
鉛	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	年1回以上
六価クロム	0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下	年1回以上
ヒ素	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	年1回以上
総水銀	0.0005 mg/l以下	0.0005 mg/l以下	年1回以上
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	年1回以上
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	検出されないこと	年1回以上
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	0.03 mg/l以下	年1回以上
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	年1回以上
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	年1回以上
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下	年1回以上
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下	0.04 mg/l以下	年1回以上
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	年1回以上
シス-1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下	0.04 mg/l以下	年1回以上
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	1 mg/l以下	年1回以上
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	0.006 mg/l以下	年1回以上
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下	年1回以上
チラウム	0.006 mg/l以下	0.006 mg/l以下	年1回以上
シマジン	0.003 mg/l以下	0.003 mg/l以下	年1回以上
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	年1回以上
ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	年1回以上
セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	年1回以上
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下	年1回以上
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下	年1回以上

注)・地下水等検査項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に準じる。

・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。

ダイオキシン類対策措置法に基づく

ダイオキシン類の水質目標値及び測定頻度

項目	基準値	目標値	測定頻度
処理水	10pg-TEQ/l以下	10pg-TEQ/l以下	年1回以上
地下水	1pg-TEQ/l以下	1pg-TEQ/l以下	年1回以上